

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「法」という。）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第10号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第2条 法及び省令の規定により知事に提出する書類の部数は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者にあつては1通、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者にあつては正本1通及びその写し1通とし、それぞれその主たる事務所の所在地を所管する広域振興局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。